

U I J ターン就業・創業移住支援事業及び 地域課題解決型創業支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長野県と県内市町村とが共同して実施するU I J ターン就業・創業移住支援事業（以下「移住支援事業・マッチング支援事業」という。）及び地域課題解決型創業支援事業（以下「創業支援事業」という。）に関し、基本的な枠組みを定めるものとする。

(事業の実施)

第2 長野県版総合戦略「しあわせ信州創造プラン2.0」及び県内の市町村の市町村版総合戦略に基づき、長野県内の担い手不足の解消と移住の促進に資するため、長野県と市町村とが共同して、移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、長野県と市町村とが共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金（以下「推進交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、長野県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業の概要は、次のとおりである。

1 移住支援事業

長野県が行うマッチング支援事業又は創業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、愛知県又は大阪府から移住して、就業又は創業をしようとする者が、県内に転居し就業した場合、又は県内で創業し定着した場合に、長野県とその者の居住地の市町村とが共同して、移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

長野県は、東京圏、愛知県又は大阪府の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第6項の募集情報等提供を行う事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した企業等に、求人情報の作成支援と当該求人情報の当該インターネットサイトへの掲載を行う。

3 創業支援事業

長野県は、創業支援機関を設置して社会的事業の創業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに開業資金の一部を補助する。

(移住支援事業・マッチング支援事業)

第5 移住支援事業・マッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

(1) 分担

ア 長野県は、事業の制度設計・全体管理、推進交付金の交付申請、実績報告、受領及び返納等に係る国との窓口・調整業務を担うものとする。

イ 市町村は、移住支援金に関する業務(移住者からの交付申請の受付、支給要件の確認、支給、定着の確認、債権管理)及び移住者支援施策の調整を担うものとする。

(2) 移住支援金の支給及び返還

ア 移住支援金の支給

市町村は、(ア)に定める要件を満たす者のうち、(イ)又は(ウ)に定める要件を満たす就職又は創業をした者の申請に基づき、(オ)に定める手続により、2人以上の世帯(エ)に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)にあつては最大100万円、単身の世帯にあつては最大60万円の移住支援金を支給する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等(補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)第2条に規定する補助金等をいう。)の支給の対象となる場合は支給しない。

(ア) 移住等に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

a 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労(被用者としての就労の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。

b 移住先に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 長野県内に転入したこと。

(b) 推進交付金の交付決定がされた後であつて、この要領が施行された日以降に転入したこと。

(c) 移住支援金の交付申請が、居住地の市町村への転入後3か月以上1年以内の期間になされたものであること。

(d) 長野県内に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

c その他の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(b) 日本人、又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

- (c) その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(イ) 就業に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
- b 就業先が、長野県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（2(1)に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。）に掲載している求人に応募して採用されたものであること。
- c 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)に規定する企業等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。
- e bの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(ウ) 創業に関する要件

第6に定める創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

(エ) 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の交付申請時において同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、この要領が施行された日以降であって、市町村が指定する日以降に転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、移住支援金の交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- e 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(オ) 申請及び支給の手続

a 移住者が行う移住支援金交付対象者登録申請

移住支援金の交付申請を希望する者は、就業者（ア）及び（イ）に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつてはマッチングサイトに掲載された求人の企業等に就業した日からおおむね3か月以内に、創業者（ア）及び（ウ）に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては創業支援金の交付決定後速やかに、「移住支援金交付対象者登録申請書」（様式第1号）を居住地の市町村に提出しなければならない。

b 市町村が行う移住支援事業補助金交付申請

市町村は、移住支援金交付申請希望者から「移住支援金交付対象者登録申請書」の提出があったときは、県に対し「U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付申請書」（補助金交付要綱「様式第1号」）により、補助金の交付申請を行うものとする。

c 移住者が行う移住支援金交付申請

(a) 就業者であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、対象企業等に継続して3か月以上在職した者であって、かつ、居住地である市町村への転入後3か月以上1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（様式第2号）に、対象企業等から交付を受けた「就業証明書」（様式第3号）、本人確認書類並びに(ア)及び(イ)の要件を満たすことを証する書類を添えて、居住地の市町村に提出しなければならない。

(b) 創業者であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、創業支援金の交付決定の日から1年以内であって、かつ、居住地である市町村への転入後3か月以上1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（様式第2号）に、本人確認書類並びに(ア)及び(イ)の要件を満たすことを証する書類を添えて、居住地の市町村に提出しなければならない。

d 支給

市町村は、移住支援金の交付決定を受けた場合において、cの申請が(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)又は(イ)の要件に該当すると認めるときは、交付決定兼確定通知書（様式第4号）を申請者に交付し、移住支援金を支給するものとする。

審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金申請却下通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

イ 移住支援金の返還

(ア) 返還要件

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる返還の区分に応じて、それぞれ次に定める要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると県及び居住市町村が認めた場合、又はその者が引き続き県内に住所を有する場合であって、移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞した日から3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

市町村は、やむを得ない事情があると認め、返還を請求しないものとする場合は、あらかじめ県に協議し、その承認を得るものとする。

a 全額の返還

(a) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

(b) 移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合

(c) 創業支援金の交付決定を取り消された場合

b 半額の返還

移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

(イ) 債権の回収

移住支援金の受給者が、当該移住支援金を受給した市町村を転出した後の当該移住支援金に係る債権回収については、当該移住支援金を支給した市町村が行うものとする。

(ウ) 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった移住支援金に係る国及び県の補助額については、当該移住支援金を支給した市町村が、負担割合に応じて県に（国庫補助金相当額については県を通じて国に）返還するものとする。

ウ 継続就業、継続居住の確認

(ア) 継続就業の確認

a 移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の受給者に対し、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。

b 移住支援金の受給者は、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該移住支援金の支給市町村に提出しなければならない。

(イ) 継続居住の確認

移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、当該移住支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。この場合において、当該受給者が県内の他の市町村に転出したときは、当該他の市町村に対し、当該受給者の住所の確認を依頼するものとする。

エ 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の登録及び交付申請に関する情報、移住支援金受給者の就業先に関する情報並びに移住支援金返還対象者に関する情報を、速やかに長野県と共有するものとする。

また、長野県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報を、速やかに関係する市町村と共有するものとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

長野県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等の求人情報及び居住地に関する情報等を掲載するため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

ア 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

イ 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を

欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと。

ウ みなし大企業(次のいずれかに該当する法人をいう。)ではないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

(ウ) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

エ 本店所在地が長野県内にある法人であること。

オ 雇用保険の適用事業主であること。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

ク 県税の未納がないこと。

(2) 移住支援金の対象企業等の登録

長野県は、(1)に定める要件を満たす企業等を、その申請により、移住支援金に係る就業先の対象となる企業等(以下「対象企業等」という。)として登録するものとする。

ア 対象企業等の登録申請

対象企業等としての登録を受けようとする者は、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録申請書(様式第6号)に、(1)に定める要件を満たすことを証する書類を添えて、長野県に提出しなければならない。

イ 対象企業等の登録

長野県は、アの申請が(1)に定める要件を満たすと認めるときは、対象企業等の登録を行うものとする。

ウ 対象企業等の登録取消し

長野県は、イにより登録を受けた対象企業等(以下「登録企業等」という。)が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該登録企業等に何ら事前に通知及び催告をすることなく、その登録を取り消すことができる。

(ア) アの申請書に虚偽の記載があった場合

(イ) (1)に掲げる要件を満たさなくなった場合

(ウ) 重大な法令違反行為を行った場合

エ 登録企業等の登録抹消

登録企業等は、その登録の抹消を希望するときは、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録抹消申請書(様式第7号)により、長野県に申請しなければならない。この場合において、長野県は、当該申請についてやむを得ないと認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(3) 効果的な求人情報の作成支援

長野県は、対象企業等が効果的な求人情報をマッチングサイトに掲載することができるよう、長野県が依頼した人材紹介会社、金融機関、経済団体等による、求人情報に係るセミナー等の開催、その他の支援を行うものとする。

(4) 対象企業等及び掲載求人情報に係る情報共有

長野県は、マッチング支援における対象企業等及び掲載求人情報を、市町村と共有するものとする。

(創業支援事業)

第6 創業支援事業は、次のとおり実施する。

1 創業支援金の支給

長野県は、県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の創業を行う者に対して、当該創業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、創業支援金として交付する。ただし、創業支援金の額は最大 200 万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 創業支援事業の公募開始日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

イ 長野県内に居住していること、若しくは創業支援事業の事業期間完了日までに長野県内に居住することを予定していること。

ウ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者。

エ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

オ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

ア 社会的事業の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること (社会性)

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること (事業性)

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと (必要性)

(エ) 執行機関が設置する審査委員会において採択を受けていること

イ 長野県の管内で実施する事業であること。

ウ 創業支援事業の公募開始日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。

(3) 対象経費

新たに創業する者が創業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、

マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

創業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1 (1) 及び(2)の要件に該当することを証する書類を長野県に提出しなければならない。

(2) 交付

長野県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て長野県が(1)の申請が1 (1) 及び(2)の要件に該当すると認めるときは、創業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

長野県は、創業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、1 及び2の業務を行う執行団体（事務局）を置くこととする。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金のうち、東京23区在住者又は東京圏在住者で東京23区通勤者に係るものの地方負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものとする。

(2) 移住支援金のうち、東京圏在住者（東京23区在住者及び東京23区通勤者を除く。）並びに愛知県及び大阪府在住者に係るものの負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額を市町村に交付する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

3 第6に定める創業支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

(協力)

第8 長野県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業の実施に必要な事項は、長野県と市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和元年 7 月 22 日から実施する。

この要領は、令和元年 8 月 21 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 2 月 19 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 7 月 28 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 12 月 10 日から実施する。

(様式第1号)

申請年月日 年 月 日

市町村長 様

移住支援金交付対象者登録申請書

「U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付対象者として登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		印	性別	生年月日
氏名				年 月 日
住所	〒			
電話番号		携帯番号		
メールアドレス				

2 登録事項

・就業者及び創業者共通

住民票異動日	年 月 日
--------	-------

・就業者

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

・創業者

創業支援金交付決定日	年 月 日
------------	-------

3 移住支援金対象内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		創業		

4 確認事項 (該当する欄に○を付けてください※)

移住支援金の交付申請日から5年以上継続して、長野県 (市町村) に居住し、かつ、就業・創業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※上記確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(裏面につづく)

5 移住元の住所（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在住履歴を記載）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 移住元での就労履歴（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の就労履歴を記載）

期間	就労先	就労地
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒

7 添付書類

移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第1号の2）

【市町村確認欄】

移住元の住所及び就労状況

①	<p>・住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（被用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、かつ、就労をしていた場合、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていた場合に限る。この場合において、当該就労又は通勤の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。</p> <p>・前号の期間（ただし書後段の期間を除く。）については、東京23区内に在住していた期間及び東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた期間を通算することができる。</p>
②	<p>住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労をしていたこと（第1号に該当する場合を除く。）。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。</p>

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）

※連続して1年以上の就労：1年のうち、就労していない期間が3か月以内であれば「連続して就労していたものとみなします。

(様式第1号の2)

移住支援金に関する個人情報の取扱い

市町村が、移住支援金に係る私の個人情報について、本事業の実施のために住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び長野県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、長野県、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

市町村長 様

申請者住所

署名

印

市町村長 様

移住支援金交付申請書兼実績報告書

「U I」ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		印	性別	生年月日
氏名				年 月 日
住所	〒			
電話番号		携帯番号		
メールアドレス				

2 移住要件確認事項

・就業者及び創業者共通

住民票異動日	年 月 日
--------	-------

・就業者

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

・創業者

創業支援金交付決定日	年 月 日
------------	-------

3 移住支援金対象内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		創業		

4 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください※)

移住支援金の交付申請日から5年以上継続して、長野県(市町村)に居住し、かつ、就業・創業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住元の住所（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在住履歴を記載）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 移住元での就労履歴（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の就労履歴を記載）

期間	就労先	就労地
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒

7 交付申請額 金 円

8 申請者の口座情報

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

9 添付書類

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第2号の2）
- (2) 就業の場合：就業先が交付した就業証明書（様式第3号）
創業の場合：創業支援金交付決定通知書
- (3) 通算5年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等。世帯の場合は、移住元において同一世帯であったことが確認できること）
- (4) 通算5年以上就労の証明書類
 - ア 雇用保険の被保険者として雇用されていた者
 - (7) 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
 - (4) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
 - イ 法人経営者又は個人事業主であった者
 - (7) 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
 - (4) 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

管理コード（長野県及び市町村使用欄）	
--------------------	--

(様式第2号の2)

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は市町村から求められた場合には、これに応じます。
- 2 市町村就業・創業移住支援事業交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合
交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合
交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合
交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合
交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

市町村長 様

申請者住所

署名

印

(様式第3号)

就業証明書（移住支援金の申請用）

年 月 日

市町村長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業開始年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号	

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び市町村の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

(様式第4号)

移住支援金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

市町村長

市町村移住支援金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

移住支援金 _____ 円

(備考)

- 1 市町村就業・創業移住支援金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合 支給した移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合 支給した移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 支給した移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合 支給した移住支援金の半額に相当する額
- 2 市町村は、市町村就業・創業移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は金利引下げの適用を受けられないことがあります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内の取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は特別利率の適用を受けられないことがあります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

(様式第5号)

移住支援金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

市町村長

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※注 却下理由は、移住支援事業補助金交付要綱第3条（交付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は却下理由を具体的に記載するものとする。

長野県知事 様

「U I J ターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領」に基づき、マッチング支援事業に係る登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		フリガナ	
法人名	Ⓜ	法人の代表者 職・氏名	
本社所在地	〒	電話番号	
法人番号		業種	
メールアドレス			
担当者名			

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

(1) 国が定める共通要件

ア 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと（※1）	該当する	該当しない
イ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと	該当する	該当しない
ウ みなし大企業ではないこと（※2）	該当する	該当しない
エ 雇用保険の適用事業主であること	該当する	該当しない
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	該当する	該当しない
カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	該当する	該当しない

(2) 長野県が定める要件

ア 本店所在地が長野県内にあること	該当する	該当しない
イ 県税の未納がないこと	該当する	該当しない

* 申請者に係る確認事項の「該当しない」に○を付けた場合は、移住支援金対象企業等となりません。

* 添付書類

- ・ マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録の申請に関する誓約書（様式第6号の2）
- ・ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ・ 県税事務所交付の納税証明書（県税について未納の徴収金がないことの証明）

※1 株式会社や一般社団法人等であっても国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている場合は、「官公庁等」に含む。

※2 本事業に係る「みなし大企業」は、次のいずれかに該当する法人とする。ただし、2（1）イの要件の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる項目の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

管理コード（長野県使用欄）	
---------------	--

(様式第6号の2)

マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る
登録の申請に関する誓約書

マッチング支援事業に係る登録申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は市町村から求められた場合には、これに応じます。
- 2 マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録に当たって、偽りの内容を申請したことが明らかになった場合、当該登録の取消しに応じます。

年 月 日

所在地
事業所名

代表者名

㊞

(実施要領様式第7号)

マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る
登録抹消申請書

マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録について、下記のとおり抹消を申請します。

記

1 抹消を申請する理由

年 月 日

所在地
事業所名

代表者名

㊞